

建設業者各位

松本市財政部契約管財課

平成27年度 建設工事における入札・契約制度の改正について

公共工事の適正な施工、品質及びその担い手の確保を目的として「入札契約適正化法」、「公共工事品質確保法」及び「建設業法」が改正されたことに伴い、松本市の入札・契約制度を改正し、平成27年4月1日から施行します。また、入札手続き等の透明性を高め、公正な競争を促進するため、市独自の改正も合わせて行います。

※印が特に注意すべき項目です。各項目の詳細は、別紙資料をご覧ください。

なお、制度改正後の規則、要綱等については、市ホームページの「例規集」は更新に時間を要するため、準備が整い次第「事業者の皆さんへ → 入札情報」に別途掲載します。

また、上下水道局も同様の改正を行いますが、一部取扱いが異なりますので、詳細は各項目をご覧ください。

記

| | |
|--|-----|
| 1 入札公告・業者指名に関する事項 | 資料頁 |
| ※(1) 事後審査型一般競争入札の拡大 (2,000万円以上 → 1,000万円以上) …… | 2 |
| (2) 近接工事の取扱いの変更 (土木工事の近接工事の要件を緩和) …… | 2 |
| (3) 建築系工事の設計図書を入札公告時に市ホームページに掲載 (掲載期間も変更) …… | 3 |
| (4) 指名競争入札の指名方法等の変更 (必要と認めた場合、事前に意向確認) …… | 4 |
| 2 入札に関する事項 | |
| ※(1) 入札金額の内訳の提出を義務化 …… | 5 |
| ※(2) 最低制限価格制度の下限值及び上限値を引上げ …… | 6 |
| (3) 一般競争入札及び事後審査型一般競争入札は、参加者が1者でも入札を執行 …… | 7 |
| (4) 総合評価落札方式の入札回数を1回から2回に変更 …… | 8 |
| (5) 落札者が契約辞退した場合は入札保証金を追徴 …… | 9 |
| (6) 設計金額の積算内訳を契約締結後に公表 …… | 10 |
| 3 施工に関する事項 | |
| ※(1) 施工体制台帳の提出を義務化 …… | 11 |
| (2) 社会保険未加入業者との下請契約を禁止 …… | 12 |
| (3) 前払金・中間前払金の支払限度額を廃止 …… | 12 |
| 4 その他の事項 | |
| (1) 少額工事の限度額を130万円以下に引上げ …… | 13 |
| (2) 談合等に係る指名停止措置の厳罰化 …… | 13 |

担当：契約係 工事担当

電話 34-8301

1-(1) 事後審査型一般競争入札の拡大（2,000万円以上 → 1,000万円以上）

1 改正理由

次の状況から対象額を現行の2,000万円以上から1,000万円以上に引き下げます。

- (1) 国からの通知で「適用範囲を適切に設定すること。」が求められていること
- (2) 総務省の基準では、都道府県及び指定都市は1,000万円以上
- (3) 県内19市で2,000万円以上としているのは本市のみ

| | | |
|--------------|----|-------|
| 2,000万円以上 | 1市 | (松本市) |
| 1,000万円以上 | 7市 | |
| 800万円以上 | 2市 | |
| 500万円以上 | 3市 | |
| 100or130万円以上 | 5市 | |

2 新たに対象となる工種・等級

本市では、市内本店業者を対象に工種・等級を限定して事後審査型一般競争入札を行っていますが、今回の対象額の拡大で新たに「土木C級」が事後審査型一般競争入札の対象となります。

平成27年度に「土木C級」を対象に行う最初の事後審査型一般競争入札に合わせて説明会を開催します。

1-(2) 近接工事の取扱いの変更

土木工事において工事区域が概ね500m以内の工事を近接工事として入札参加制限をしていた取扱いを廃止します。

1 改正後の松本市の近接工事の定義

発注する工事が同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、かつ工期が重複又は継続（工事完了後14日以内）するものをいう。

2 近接工事の例

- (1) 建築工事で電気工事、電気通信工事又は管工事等を分離して発注するもの。
- (2) 同一工事区域内で建築工事と外構工事又は造園工事を分離して発注するもの。
- (3) 土木工事で1路線を工期短縮のため2以上の工区に分割して発注するもの。
- (4) 同一敷地内で既存建物の解体工事と新築工事を別工事として発注する場合で、両工事の工期が重複又は継続（工事完了後14日以内）するもの。
- (5) 道路を挟んで近接する工事などは、現場の状況、工種等を勘案して工事ごとに設定。

1-(3) 建築系工事の設計図書を入札公告時に市ホームページに掲載（掲載期間も変更）

1 改正理由

現在は、土木系工事の一般競争入札及び事後審査型一般競争入札の案件のみ、設計図書を市ホームページで公開していますが、次の理由から建築系工事の一般競争入札案件も同様の取扱いとします。

- (1) 参加業者数の確定後に図面を用意・配布するため入札手続きに時間を要していること
- (2) 図面のコピーは、建築設計業者の負担になっていること
- (3) 省資源化の観点から紙の無駄をなくす必要があること

2 市ホームページの閲覧方法

建築系工事は、セキュリティ上の問題からホームページに掲載する設計図書にパスワードを設定します。（土木系工事は、従来どおりパスワード設定なし。）

パスワードは、一般競争入札及び事後審査型一般競争入札の対象となる工種・等級の業者に次の方法で交付します。

(1) 複数の発注が見込まれる工種・等級

次の工種・等級については、年度当初に年間共通パスワードをファックスで通知します。

建築一式工事 A級、B級

電気工事 A級

管工事 A級

(2) (1)以外の工種・等級

次の工種・等級については、入札案件ごとに当該工事の対象となる工種・等級の入札参加資格者に入札公告日にファックスでパスワードを通知します。

電気通信工事 A級

機械器具設置工事 A級

塗装工事 A級（建築系の案件のみ） 等

（解体工事はパスワードの設定は行いません。）

3 設計図書のホームページへの掲載期間の変更

従前からホームページに掲載していた土木系工事の入札公告文及び設計図書については、これまで入札日の3日後に削除していましたが、平成27年度の契約案件からは、入札日の属する年度の翌年度3月31日までホームページでの閲覧を可能とします。

ただし、平成27年度からホームページに掲載する建築系工事については、入札日の3日後に削除します。

4 その他

上下水道局は、この項目についての取扱いは異なりますので、上下水道局総務課にお問い合わせください。

1-(4) 指名競争入札の指名方法等の変更

公正な競争の促進及び入札不調対策のため、応札者が少ないことが見込まれる工種・等級において、事前に入札参加の意向確認を行います。

なお、意向確認は、指名予定業者数を単位として行います。同一等級の全者を対象とする「参加希望型指名競争入札」とは異なります。

1 改正理由

- (1) 手持工事、専門外工事等の理由により入札を辞退する業者が多いこと
- (2) 適正化指針で「工事ごとに入札参加意欲を確認すること。」が求められていること

2 意向確認を予定している工種・等級

土木一式工事及び建築一式工事のD級及びE級、他の工種ではC級の指名競争入札において、入札参加の意向確認を予定しています。

なお、全ての工事で意向確認を行うものではなく、指名予定業者数、地理的要件などを勘案したうえで、必要と認められる場合に意向確認させていただきます。

3 意向確認の方法

ファックスで通知しますので、参加希望の有無を記入してファックスで返信していただきます。正本の提出は不要とします。(通知イメージは、次のとおり。)

| | |
|--|--|
| 平成26年12月5日 | |
| 各 位 | 松本市財政部契約管財課 |
| 指名競争入札の参加意向確認について（通知） | |
| 下記建設工事の指名競争入札を予定しています。 入札参加希望の有無を確認させていただきますので、必要事項をご記入のうえ本通知をファックスで返信してください。 なお、本調査をもって指名を確約するものではありません。 また、回答の内容により今後の指名等で不利益になることは一切ありません。 | |
| 記 | |
| 1 対象工事等 | |
| (1) 工事名 | 平成26年度 美須々児童遊園フェンス移設等工事 |
| (2) 工事場所 | 松本市美須々 |
| (3) 工事概要 | フェンス移設 L=29m、擁壁設置 L=29m、植栽撤去 一式 |
| (4) 工事期間 | 契約日から平成27年2月27日まで |
| (5) 対象等級 | 土木一式D級 |
| 2 参加意向の返信期限 | 平成26年12月9日（火）午後3時まで |
| 3 問合せ先 | 松本市財政部契約管財課（松本市丸の内3番7号） 契約係 ○○○○ 電話 34-8301 FAX 36-2592 |
| 平成 年 月 日 | |
| 住 所 商号又は名称 代表者氏名 | 印 |
| (電話番号) | |
| 上記工事の指名競争入札の指名を | 希望する 希望しない |
| | （いずれかを○で囲ってください。） |
| FAX送信先 松本市契約管財課 ○○あて 36-2592 | |

2-(1) 入札金額の内訳の提出を義務化

1 改正理由

入札契約適正化法の改正により、内訳の提出が義務化されたため。

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

2 内訳提出の方法（予定価格1億5,000万円未満の工事）

- (1) 内訳提出範囲は、工種別金額、共通仮設費、現場管理費、一般管理費とします。
- (2) 内訳は、入札書の内訳記載欄に記入してください。
- (3) 入札書の内訳記載欄は、内訳書工事件名等の誤記防止と効率的な開札のために設けるものです。別冊での内訳書提出は、控えてください。
- (4) 入札書は、次の方法で配布します。
 - ア 事後審査型一般競争入札では、公告文と同時に市ホームページに掲載
 - イ 指名競争入札では、設計図書と合わせて配布
- (5) 第1回入札時のみ内訳を記入してください。（第2回及び見積書は記入不要。）

3 入札を無効とする場合

- (1) 全部又は一部の内訳記載が無い場合。
- (2) 入札金額が内訳欄の工事価格と著しく相違する場合（端数の切捨ては可。）

4 入札書の例

| | |
|---|--|
| 様式第102号（その2）（第111条関係） | |
| 建設工事入札書（第 回） | |
| 平成26年5月22日 | |
| （あて先） 松本市長 菅 谷 昭 | |
| 入 札 者 | 住 所 氏 名 印 |
| 入 札 金 額 | ¥ |
| 工 事 名 | 平成26年度 田川第一雨水幹線新設工事 |
| 工 事 場 所 | 松本市 渚1丁目 |
| 松本市財務規則及び松本市建設工事施行規則並びに松本市入札心得を承諾し、別冊設計図書(図面)及び現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。 | |
| 入 札 金 額 の 内 訳 （第1回入札時は必ず記入） | |
| 工 種 等 | 見 積 金 額 (円) |
| 管路 | |
| 雨水管きょ工（開削） | |
| 構造物撤去工 | |
| 付帯工 | |
| 仮設工 | |
| 直接工事費 A | |
| 共通仮設費 B | |
| 現場管理費 C | |
| 一般管理費 D | |
| 工 事 価 格 A+B+C+D | |

（注）

予定価格1億5,000万円以上の工事は、従来通り初回の入札において入札額の積算資料としての工事費内訳書（金抜内訳書全項目）の提出を入札参加要件とします。

2-(2) 最低制限価格制度の下限値及び上限値を引上げ

1 長野県の制度改正

平成27年2月10日に開催された長野県契約審議会で、「長野県の契約に関する取組方針」に基づく建設工事における失格基準価格の上限値の引上げが承認され、本年4月から実施されます。

2 本市の方針

長野県の制度改正は、企業の適正利潤及び労働賃金の適正水準の確保に向けた取組みであり、本市にも導入すべき取組みであると判断し、本市の最低制限価格について、設定基準の下限値及び上限値を長野県と同じ基準に改正します。

3 建設工事における改正内容

| | 現 行 (国の基準) | 改 正 後 |
|------------------|---|---|
| 設 定 基 準 | 設計金額における <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費×0.55 合計額 × 1.08 | 設計金額における <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費×0.55 合計額 × 1.08 |
| | ※ ただし、予定価格の 7/10～9/10 の範囲内で設定するもの | ※ 次の範囲内で設定するもの |
| | | 2億円未満 予定価格の 8.75/10 ～ 9.25/10 |
| | | 2億円以上 予定価格の 8.25/10 ～ 8.75/10 |
| | ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の 7/10～9/10 の範囲内とすることができる。 | |

※ なお、算定式は、現行どおり国の算定式としますのでご注意ください。

4 発注方法別の設定基準

(1) 一般競争入札

予定価格1億5,000万円以上の建設工事を対象としていますが、2億円を境に設定基準が変動することから、入札公告で設定する上限値及び下限値を明示します。

(例：最低制限価格は、予定価格の 8.25/10 ～ 8.75/10 の範囲で設定します。)

(2) 事後審査型一般競争入札及び指名競争入札

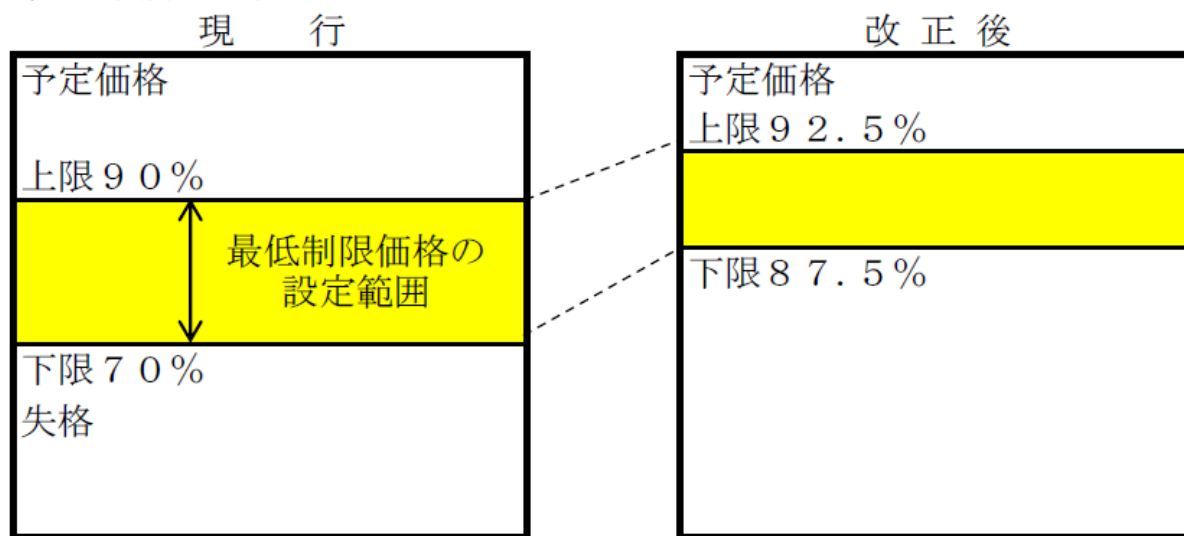
対象建設工事は、予定価格1億5,000万円未満となりますので、全ての案件が「予定価格の 8.75/10 ～ 9.25/10」の範囲となります。

5 低入札価格調査制度

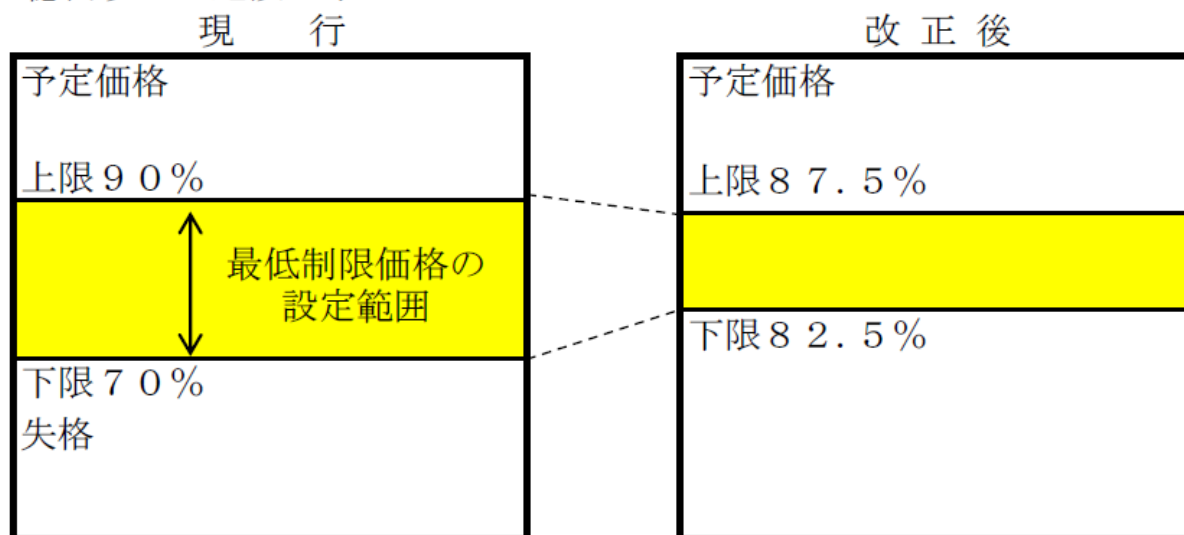
低入札価格調査制度の調査基準価格についても最低制限価格制度と同様の改正を行います。

6 最低制限価格の設定範囲のイメージ（ただし書きの運用を除く）

- ・ 2億円未満の建設工事



- ・ 2億円以上の建設工事



2-(3) 一般競争入札及び事後審査型一般競争入札は、参加者が1者でも入札を執行

これまでは、入札公告等で「参加者が2者に満たないときは、入札を中止とする。」こととしていましたが、一般競争入札及び事後審査型一般競争入札においては、参加者が1者でも入札を執行することとします。

1 理由

一般競争入札は、広く公告をして希望者を募集するもので、入札者が1者だけの場合でも、他の者が参加利益を放棄した結果であり、競争性は失われるものではないこと。

2-(4) 総合評価落札方式の入札回数の増（入札1回 → 入札2回+見積合わせ2回）

入札不調による発注の遅延を回避し適正な工事期間を確保するため、入札手続きの見直しを行い、入札回数を現行の1回から2回に変更します。

また、2回の入札で不調となった場合には、総合評価落札方式を中止して、有効最低価格入札者と2回までの見積合わせを行うこととします。

< 変更内容 >

| 区 分 | 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------------------------------|--|---|
| 入札手順 | 価格以外の評価算定資料 及び入札書の提出 ↓ 価格以外の評価の公表 ↓ 疑義受付4日間 ↓ 開札により価格評価を決定 ↓ 落札決定 | 価格以外の評価算定資料提出 ↓ ↓ 入札により価格評価を決定 ↓ 価格以外の評価の公表 ↓ 疑義受付3日間 ↓ 落札決定 |
| 入札回数 | 事前提出による1回のみ | 入札会場で2回までの入札 |
| 初回入札時における 低入札基準価格未満の 入札 | 失 格 | 失 格 第2回入札に参加できない。 |
| 初回入札時における 予定価格超過の入札 | 失 格 | 有 効 ただし、予定価格の制限の範囲内 の入札をした者がいる場合は、 価格評価の対象外。 第2回入札時も同様。 |
| 入札不調時の随意契約 | な し | 総合評価落札方式を中止。 第2回入札時の有効最低価格 入札者と2回までの見積合わせ を行う。 |

2-(5) 落札者が契約辞退した場合は入札保証金を追徴

これまでは、標記について未規定であったため、入札保証金の納付を免除した者が落札者となり、契約を締結しない場合は、市が實際上被った損害額を民法第415条の規定により損害賠償を求める必要がありました。

平成27年4月以降は、長野県の財務規則に準じて、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を入札の条件とします。

1 入札保証金について

(1) 地方自治法施行令の規定

第167条の7（指名競争入札は、第167条の13で準用）

普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

(2) 法的性格

落札者が契約を締結しないことにより市に損害が生じた場合に、その損害の賠償に充てるべき額を予納させるものであることから、民法第420条に規定する損害賠償の予定であると解されています。

(3) 本市の市内本店業者による建設工事の競争入札では、財務規則第110条第1項第2項による実績を有する者等に該当する者として「入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」の規定を適用しています。

2 松本市財務規則（平成27年4月1日改正後）

（入札保証金）

第110条 契約管財課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。なお、入札保証金の全部又は一部を納めさせないこととする場合においては、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を入札の条件としておかなければならない。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 （略）

2-(6) 設計金額の積算内訳を契約締結後に公表

1 国の取組み

平成26年9月30日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」の中で、「入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とする。」とし、公表する事項のひとつとして「予定価格及びその積算内訳」を掲げています。

2 本市の公表の方法

国、長野県及び県内他市の公表状況及び入札時の入札金額の内訳提出の義務化との整合を図る観点から、競争入札における設計金額及び設計金額の積算内訳を公表します。

なお、公表に供する書類は、基本的に長野県の公表範囲に準じますが、対象入札に係る事務を所掌する部課長等が事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる範囲又は部課長等の事務若しくは事業に支障を生ずるおそれがないと認められる範囲で作成する公表用積算内訳書とします。

- (1) 対応書類 公表用積算内訳書
- (2) 公表方法 閲覧
- (3) 閲覧場所 財政部契約管財課（上下水道局発注の案件は上下水道局総務課）
- (4) 公表時期 契約後
- (5) 公表期間 入札年度の属する年度の翌年度3月31日まで
- (6) 閲覧時の留意点

ア 閲覧を希望する方は、閲覧に際し、所定の閲覧簿に閲覧年月日、氏名又は団体名、住所及び勤務先を記入してください。

イ デジタルカメラ等による撮影を許可します。

ウ コピーを希望される方は、本庁舎1階の広報広聴課の有料コピー機をご利用ください。庁舎外への持出しは禁止します。

なお、上下水道局では、当日コピーをして、お渡しできない場合もありますので、上下水道局総務課にお問い合わせください。

3-(1) 施工体制台帳の提出を義務化

施工体制台帳は、下請業者など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいい、入札契約適正化法の改正により第15条第2項に基づき発注者に提出しなければならないこととされました。

1 本市の運用

(1) 提出範囲

130万円を超える建設工事で下請負契約をしたときに提出してください。

130万円以下の少額工事は、下請負契約をした場合であっても、工事工程表等と同様に提出書類の簡素化のため施工体制台帳の提出を免除します。

(2) 書式

設計書で指定する「長野県土木工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」等の規定による施工体制台帳を提出してください。

2 関係法令

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第15条 公共工事についての建設業法第24条の7第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第3項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

(2) 建設業法（入札契約適正化法第15条第1項による読み替え後）

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第24条の7 建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

3-(2) 社会保険未加入業者との下請契約を禁止

国からの要請に基づき社会保険未加入業者との下請契約を禁止します。

1 国からの要請

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の通知で「緊急に措置に努めるべき事項」の「社会保険等未加入業者の排除」の中で、下請業者について次のように要請されています。

社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

2 本市の対応

- (1) 提出を義務化する施工体制台帳等の「健康保険等の加入状況」欄で確認します。
- (2) 下請代金の総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事で、一次下請業者が、社会保険等に加入していないことを確認した場合は、当該建設業者について建設業許可行政庁に通報します。
- (3) 受注者に対する指名停止等の措置は、当面の間は行わないこととします。

3-(3) 前払金・中間前払金の支払限度額を廃止

1 改正理由

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図るものです。（「発注関係事務の運用に関する指針」による要請事項。）

2 改正内容

| | 現 行 | 改 正 後 |
|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 前 金 払 | 支払限度額1億円 財務規則第75条 | 支払限度額なし 建設工事施行規則第11条 |
| 中間前金払 | 支払限度額5,000万円 建設工事中間前金払制度実施要綱 | 支払限度額なし 建設工事中間前金払制度実施要綱 |

※ 平成27年4月1日以降に契約する案件から適用します。

3 債務負担行為に係る契約

工事期間が複数年度となる建設工事で、契約約款第39条の債務負担行為に係る契約の特則が設定されている工事は、従来どおり約款第40条の債務負担行為に係る契約の前金払の特則による範囲となります。

4-1(1) 少額工事の限度額の引上げ（100万円以下 → 130万円以下）

一者随意契約ができる少額工事の限度額を現行の100万円以下から地方自治法施行令第167条の2の規定により市町村が随意契約できる限度額の130万円以下に上げます。

なお、工事関係書類の提出免除の基準も合わせて引き上げます。

松本市建設工事施行規則

（提出書類）

第5条 受注者は、設計図書等に基づいて、次に定めるところにより書類を作成し市長に提出しなければならない。ただし、請負代金額が130万円以下（第1号にあっては50万円未満）の場合は、この限りでない。

- (1) 着工届（様式第2号） 着工後直ちに
- (2) 現場代理人及び主任技術者等届（様式第3号） 着工前に
- (3) 工事工程表 契約締結後7日以内に
- (4) 請負代金内訳明細書（必要としない場合は省略できる。） 契約締結後7日以内に
- (5) 施工体制台帳（下請負契約をしたときに限る。） 下請負契約後直ちに

4-1(2) 談合等に係る指名停止措置の厳罰化

1 改正理由

国から「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の通知で要請されている「指名停止措置等の適正な運用の徹底」に基づき、次の2点について「松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」を改正します。

2 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例の規定を追加

（平成15年5月中央公契連モデル改正分）

入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重します。

- (1) 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について独占禁止法等に該当したとき。
- (2) 独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の確定判決において、首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 贈賄、独占禁止法、競売入札妨害又は談合に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

3 贈賄、独占禁止法違反、競争入札妨害又は談合に係る措置期間を長野県基準に改正
(平成23年3月長野県改定基準)

松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 別表2抜粋

| | 措置要件 | 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|---|---|
| 贈 賄 | 1 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 入札参加資格者の使用人で前号に掲げるもの以外のもの（以下「使用人」という。） | 逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内 | 逮捕又は公訴を知った日から 8カ月以上24カ月以内 |
| | 2 次に掲げる者が、市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 2カ月以上4カ月以内 | 逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上18カ月以内 4カ月以上12カ月以内 4カ月以上8カ月以内 |
| | 3 次に掲げる者が、市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上6カ月以内 1カ月以上3カ月以内 | 逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内 2カ月以上6カ月以内 2カ月以上4カ月以内 |
| 独 占 禁 止 法 違 反 | 4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。（次項に掲げる場合を除く。） | 当該決定をした日から 2カ月以上9カ月以内 | 当該決定をした日から 4カ月以上18カ月以内 |
| | 5 市又は市内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。 | 当該決定をした日から 3カ月以上9カ月以内 | 当該決定をした日から 6カ月以上18カ月以内 |
| 競 売 入 札 妨 害 又 は 談 合 | 6 入札参加資格者又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内 | 逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上24カ月以内 |
| | 7 市又は市内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内 | 逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内 |